

# 資料 1

## 松戸市子どもの未来応援会議条例

### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市子どもの未来応援会議（以下「応援会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 応援会議は、子どもの貧困対策の総合的な推進に関し、市長の諮問に応じ、子どもの貧困対策に関する事項その他市長が必要と認める事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

### (組織)

第3条 応援会議は、委員20人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関連団体を代表する者
- (3) 本市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成31年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第6条 応援会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、応援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第7条 応援会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 応援会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 応援会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 応援会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか応援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市子どもの未来応援会議委員	日額 8,500 円
-----------------	------------